（ 別 添 ）

障 福 第 1196 号
平成 31 年４月 19 日

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設設置者
指定一般相談支援事業者
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設設置者
（指定都市及び中核市に所在する事業所を除く。）

代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス担当課長
（公印省略）

指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等の取扱いについて（通知）

日頃より障害保健福祉施策の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の指定申請、変更指定申請及び変更届（以下「指定申請等」という。）に当たり、法令遵守の徹底を図るとともに、指定障害福祉サービス事業者等の運営を適正に行っていただくため、平成 31 年７月１日以降の指定申請等を行おうとする事業者については、別添のとおり取扱うこととしますので通知します。

なお、平成 31 年４月末日までに県に関係書類を持参し相談を開始している指定申請等事業者については従前どおり取扱うこととしますので申し添えます。

問合せ先
障害福祉課 事業支援グループ
堀越・小川・小西・宮田・竹中・堤
電話 045-210-4717・4732

別 添

平成 31 年 4 月 19 日
神奈川県障害福祉課

指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等の手続きに係る留意点

1　指定申請等に係る事前確認表の提出について

次の指定申請等を行おうとする事業者は、別紙「障害福祉サービス事業者等及び指定通所支援事業者等指定申請等に係る事前確認表」を期限内に県障害福祉課事業支援グループに必ず提出してください。

手続き	対象サービスの種類等	提出期限
新規指定申請	全ての障害福祉サービス事業等	指定を受けようとする日の前々月の 15 日
変更指定申請 ※定員増加	生活介護、就労継続支援（A 型・B 型）、児童発達支援、放課後等デイサービス	変更指定を受けようとする日の前々月の 15 日
変更届 ※事業所等の移転、増改築、住居等の追加に限る	生活介護、短期入所（空床型を除く。）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）、共同生活援助（＊）、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害者支援施設、障害児入所施設	変更しようとする日の１か月前

※ 共同生活援助については、介護サービス包括型又は外部サービス利用型から日中サービス支援型に転換しようとする場合を含む。